

富山・バーゼル交流促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定により、富山・バーゼル交流促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「派遣学生」とは、富山大学又は富山県立大学に在籍する学生（3年生以上）又は大学院生であつて、知事が別に行う募集に応募し、審査で選定された者をいう。

2 「派遣事業」とは、派遣学生自身がバーゼル大学の講義受講・実習参加・研究室見学、スイス・バーゼル地域（バーゼル・シュタット州及びバーゼル・ラントシャフト州）の企業訪問、富山大学・富山県立大学・バーゼル大学の交流セミナー参加等を行い、交流することをいう。

3 「派遣委員」とは、富山・バーゼル地域交流促進検討委員会委員であつて、派遣事業の事前調整のため、スイス・バーゼルへ派遣される者をいう。

(補助金交付の目的)

第3条 この補助金は、富山県とスイス・バーゼル地域との間の医薬品分野を中心とした交流に関する協定、富山大学とバーゼル大学の交流協定及び富山県立大学とバーゼル大学の交流協定に基づき、富山大学又は富山県立大学の学生・大学院生のバーゼル大学・バーゼル地域の企業への派遣プログラムの実施を支援することにより、今後の県内薬業界をリードするようなグローバル人材を育成することを目的とする。

(補助対象者、補助対象経費、補助限度額及び補助率)

第4条 補助金の対象者、対象経費、限度額及び補助率は別表1に掲げるとおりとする。

2 補助金の対象経費については、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金交付申請書を知事に、その定める期日までに提出しなければならない。

2 規則第3条に規定する補助金交付申請書及び添付すべき書類の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付決定の通知等)

第6条 知事は、第5条第1項の補助金交付申請書の提出があつたときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対して通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を

加え、又は条件を附することができる。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は事業費を変更する場合には、補助金変更交付申請書を知事に提出し、知事の承認を受けること。ただし、事業費又は事業量の20パーセント未満の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期日内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

(変更交付決定の通知等)

第8条 知事は、第7条第1号の補助金変更交付申請書の提出があったときは、当該補助金変更交付申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の変更を決定し、申請者に対して通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第7条第2号の規定による中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日又は県の会計年度終了の日のいずれか早い日までに、規則第12条に規定する実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 規則第12条に規定する実績報告書及び添付すべき書類の様式は、派遣学生については様式第2号のとおりとし、派遣委員については様式第3号のとおりとする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により提出された申請書等の書類を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払)

第11条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められるときは、概算払をすることができるものとする。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月10日から適用する。

別表1 (第4条関連)

補助対象者	補助対象経費	補助限度額	補助率
派遣学生	派遣事業に要する以下の経費 ・渡航費（航空運賃（往復・エコノミークラス）、空港までの旅費、海外旅行保険料、パスポート申請手数料） ・滞在費（宿泊代・スイス国内での派遣事業に伴う交通費を含む。ただし、食費は含まない。） ・受講料	666千円	2/3
派遣委員	派遣事業の事前調整に要する以下の経費 ・渡航費（航空運賃（往復・エコノミークラス）、空港までの旅費、海外旅行保険料、パスポート申請手数料） ・滞在費（宿泊代・スイス国内での派遣事業の事前調整に伴う交通費を含む。ただし、食費は含まない。）	310千円	1/2